# 災害時における物資の供給等の協力に関する協定書

狭山市(以下「甲」という。)と株式会社ふくしま(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における物資の供給等の協力に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

# (目的)

第1条 本協定は、地震、風水害等の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した 場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給す ることにより市民生活の安定に寄与することを目的とする。

## (協力内容)

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

# (支援要請)

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別 具体的に明示した文書(様式第1号)により行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速 やかに文書により通知するものとする。

## (物資の種類)

- 第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資(以下「物資」という。)の種類は次のとおりとする。
  - (1) 食料品
  - (2) 市が実施する炊き出し用食材
  - (3) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

#### (物資の運搬、受渡し)

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、 甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬するものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しをもって甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

#### (物資の価格・費用負担)

第6条 前条2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、 甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その 対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害 の発生した直前の乙の販売売価(乙の顧客向け価格)を基準とし、甲乙協議の上決 定するものとする。

# (営業継続又は早期再開)

第7条 甲は、市民の生活安定を確保するために乙に対して営業の継続又は早期営業 再開を要請することができる。

# (車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

## (有効期間)

第9条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1カ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除又は協定の変更の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

# (協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を 持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それ ぞれ1通を保有する。

令和4年8月5日

狭山市入間川1丁目23番5号

甲 狭山市

狭山市長 小谷野 剛

埼玉県川越市旭町2丁目21番地26号

乙 株式会社ふくしま

代表取締役社長 福島 毅春